

(8) 資本金別および所得階層別に関する調

所得階層 資本金別	欠損法人		年所得400万円以下		年所得400万円超 800万円以下		年所得800万円超 1,000万円以下	
	法人数	うち連結 申告法人数	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)
300万円未満	1,519	0	608	722,580	145	833,642	30	257,591
300万円以上 1,000万円未満	4,496	1	1,461	2,034,695	438	2,465,740	116	1,041,647
1,000万円	2,454	5	617	906,857	248	1,458,333	69	616,980
1,000万円超 5,000万円未満	910	6	244	408,896	111	661,335	51	455,648
5,000万円以上 1億円未満	163	6	18	26,310	10	61,263	10	91,697
1億円	17	0	0	0	1	5,497	1	9,099
1億円超 10億円未満	8	2	2	5,055	1	7,635	1	8,732
10億円	0	0	0	0	0	0	0	0
10億円超 50億円未満	2	1	1	156	0	0	0	0
50億円	0	0	0	0	0	0	0	0
50億円超 100億円未満	1	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	9,570	21	2,951	4,104,549	954	5,493,445	278	2,481,394

(注) 1 この調は、令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度(同日後に終了する事業年度分で令和5年3月31日までに申告書の提出があったものを含む。)が終了した普通法人のうち法第72条の2第1項第1号イおよびロに掲げる法人(清算法人および収入金額課税の法人を除く。)について作成した。

2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額による。

3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した(申告納付期限までに申告していない不申告法人、休業中の法人及び所在不明の法人は除く。)

4 分割法人については、当該法人の主たる事務所または事業所が県内に所在するものについて記載した。

5 事業年度が2回の法人の所得については、「年所得400万円以下」の欄には、200万円以下のものを記載し、他の所得区分についても同様とした。

年所得1,000万円超 5,000万円以下		年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円超		合 計	
法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)
83	1,473,239	5	333,541	3	673,134	0	0	2,393	4,293,727
382	7,653,025	28	1,760,297	16	3,411,963	0	0	6,937	18,367,367
430	9,563,727	79	5,427,091	62	11,819,224	3	7,137,174	3,962	36,929,386
371	9,003,551	127	8,762,688	118	28,156,544	4	7,362,028	1,936	54,810,690
68	1,767,641	36	2,554,624	71	20,513,744	3	8,463,813	379	33,479,092
9	197,915	3	251,085	9	3,203,411	0	0	40	3,667,007
12	321,221	6	434,282	24	9,793,299	11	68,918,540	65	79,488,764
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	3	1,031,063	9	20,656,241	15	21,687,460
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	383,860	1	10,500,408	3	10,884,268
0	0	0	0	0	0	3	22,681,634	3	22,681,634
1,355	29,980,319	284	19,523,608	307	78,986,242	34	145,719,838	15,733	286,289,395